

令和7年度ひきこもり支援に関する広報業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度ひきこもり支援に関する広報業務委託

2 委託業務の目的

県民に対し、ひきこもり当事者や家族（以下、「ひきこもりの人等」という。）の不安や困難さを理解し、社会全体でひきこもりの人等を支えていく気運を醸成するとともにひきこもりの人等の支援に関する情報発信を目的として実施する。

3 委託業務の内容

(1) 広報運用計画の作成

広報業務に係る運用計画（広告素材作成時期、広報媒体に応じた掲載時期等のスケジュール）を作成すること。

なお、広報は令和8年3月末までに実施すること。

(2) 広報素材の作成

下記（3）に掲げるひきこもり支援に関する広報素材を作成し、県へ広報素材を電子ファイルで提供すること。なお、県からは広報素材として令和3年度に作成した千原ジュニア氏のリーフレット及びポスターの電子データを受託者へ提供する（使用の可否は県と受託者が協議して決定する）。

下記（3）②TVer 広告の広報素材（15秒千原ジュニア氏動画）は委託者から受託者へmp4 データを提供する。

(3) 広報の実施

①新聞広告

高知新聞への広告掲載に係る業務について、下記掲載内容にて実施すること。

○掲載内容

広告名	サイズ	色	掲載回数
記事下広告 (掲載位置指定なし)	半5段(5段1/2)	モノクロ	3回

②SNS やインターネット上での広告

下記媒体における広告（広報素材は各一種類）の実施。媒体の仕様変更等による下記内容の実施が困難になった場合は、県と受託者で協議して実施内容を決定する。

○広告内容

媒体	広告種別	期間	掲載回数
Instagram	フィード広告	3ヶ月	400,000表示
google	バナー広告	3ヶ月	500,000表示
TVer	動画広告(15秒)	2ヶ月	95,000回放送

4 その他効果を高めるための取り組み

その他情報発信の効果を高める取り組みは、必要に応じて両者協議のうえ実施する。

5 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 各業務に係る編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、すべて委託金額に含むこと。
- (3) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施すること。
- (4) 成果物については、原則として契約期間中、委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- (5) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (6) 委託者が上記(5)で譲渡を受ける権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (7) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (8) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (9) 受託者は、本事業の業務について責任を負い、全体を統括する「統括責任者」を置くこと。統括責任者については、十分な経験を有する者とする。また、委託者、受託者の2者で定期的に打合せ（オンラインでの会議や電話、メールも可とする。）を実施するなど連絡を密にし、意思の疎通を図ること。なお、打合せ後は協議した内容をまとめ、書面により報告すること。
- (10) 業務中に疑義が生じた場合には、委託者と協議のうえ決定する。なお、その決定事項については、書面またはメールにて確認を行うこと。

6 業務完了報告

受託者は委託業務完了報告書を作成し、委託者へ提出すること。なお、記載する内容については委託者と協議のうえ定める。

7 不当介入に関する通報報告

受託者は、自らが暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標榜ゴロ等の反社会勢力から不当要求及び業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を委託者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。